

平成19年度第11回庁議 会議録

[日 時] 平成20年2月1日(金) 午前8時30分～午前9時20分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、収入役、教育長及び各部局長

※市民部・経済部は、総括次長代理出席。

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 組織機構改革(案)について (企画部)

(2) 市税の歳入見通しについて (総務部)

3 連絡事項

(1) 平成20年度施政方針(案)について (企画部)

1 市長あいさつ

おはようございます。

早くも2月に入り、平成19年度も残すところ2ヶ月となりました。平成20年度当初予算については既に内示しており、また、本日の庁議終了後には、3月補正予算の内示が予定されておりますが、各部局、重要事業や懸案事項の今年度の総括、そして来年度に向けての準備を遺漏のないようお願いしたいと思います。

2 議 事

市長 それでは、議事に入る。

(1) 組織機構改革(案)について

市長 組織機構改革(案)について、企画部から願います。

<別添資料「組織新旧対照表(案)」に沿って説明>

<企画部長>

平成20年4月実施の組織機構改革案について、ご説明する。

平成20年4月の組織機構改革案については、昨年10月に各部局からご要望を伺い、10月19日に対象課所のヒアリングを実施した。ある一定の方針が出たので、この庁議で

報告させていただく。

基本的には大部大課制を堅持し、現状の組織の中で、社会経済情勢に対応し、新たな政策課題や行政需要の変化に効率的に対応できる組織機構となるよう見直しを行った。

変更項目について、組織新旧対照表（案）に基づき説明する。左側が現行組織、右側が平成20年4月1日予定の組織となっており、基本的には、4部局とその他1組織の変更を行っている。

まず、変更項目の1点目、福祉部である。福祉部からは児童福祉課と保健センターから要望があったが、保健センターの係の創設については今回見送り、児童福祉課については、現行の子育て支援係から母子児童係を分離新設し、子育て支援の充実・強化することとした。なお、母子児童係は乳幼児医療、児童手当等を所管する。

次に環境部である。環境部については平成18年4月から現体制になっており、今回、また見直すということで、特に市民生活に直結した課、係であるため、市民の皆様への周知に努めてもらいたい。見直しは現行の生活環境課・ごみ減量課の2課体制から、環境保全課・ごみ減量課・環境施設課の3課体制に再編する。基本的には、平成18年4月以前の体制に戻ることとなるため、見直しには若干の問題もあったが、市民の皆様にとってわかりやすい組織とするとともに、また、ごみ減量化、そして有料化に向けた体制を強化するため再編することとした。環境保全課については、環境マネジメントシステム等の環境政策、環境保全（公害関係）、墓地、犬の登録、し尿、火葬場等の事務を所管する。ごみ減量課は、ごみ収集、ごみ減量、まち美化、犬ねこ等の死体処理など、ごみ関係に関する事務に特化する。環境施設課は清掃センター内に置き、清掃センター、最終処分場、衛生センター等の廃棄物処理施設の整備、維持管理を所管することとした。

次に、3点目、建設部の道路課である。道路課については2課体制にこの要望があったが、今回は、道路課はこのまま1課として存続し、係の再編をさせていただきたいと考えている。係については、業務量が減少しているため、現行の街路係と地方道係を統合して道路建設係とする。また、現在、道路の補修に力を入れているため、現行の道路改良係から道路補修係を分離新設し、道路の維持、修繕などの補修部門を強化したいと考えている。

次に、4点目、教育委員会事務局である。新たな組織として、発達支援準備室を教育委員会事務局内に新設する。この発達支援準備室は、障害のある子どもに対し、乳幼児期から学齢期を経て就労支援に至るまで、関係機関の連携協力による的確な支援を行う体制を構築することを目的として新設するものである。このような体制づくりに向け、まずは、発達支援準備室を設置し、その後に、発達支援室に移行することといたしている。

最後に、12月議会で議案上程したが、新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合が3月末日をもって解散するので、同事務局を廃止する。

以上の変更により、現行の11部66課202係体制が、変更後は11部68課205係体制となり、2課3係の増となる。

各部局におかれては、所属職員への周知をお願いするとともに、関連する例規の改正等、必要となる作業への対応をお願いしたい。なお、市民への周知については市政だより4月号

への掲載を予定しているが、先ほども申し上げたとおり、特に、ごみ減量課関係については、市民の皆様に混乱が生じないように、事前周知に努めていただきたい。また、課室の配置、事務用備品等の変更については、現在、調整中であるため、申し訳ないが、後日、改めてご報告させていただきたい。

市長 発達支援準備室については私の指示事項であるため、私から、もう一度説明しておきたい。

<市長>

障害のある一人の方が生まれてから仕事に就くまで、家庭状況、就学や就労など、今はもっとも困難な時代であり、また、一番ご苦労されているご家庭であると思っている。これまでも、福祉、保健、学校教育の場で、それぞれ支援してきた。しかしながら、相手は一人であるが、そのステージ、ステージで、つまり、保育園に入園する時、学校に入学する時、就職する時と、我々の方の関わりがそれぞれ個別であり、その人のことを十分理解できていないため、また一からいろいろなことを聞いてきた。その人にとっては、毎回毎回、何回も言いたくないことまで聞かれるということが続いてきたと思っている。そういう中で、発達障害者支援法や障害者自立支援法が成立し、理念としても、「一人ひとりのニーズに応じた支援を行っていく。」ということが位置付けられたし、それが我々の仕事であると思っている。こういうことから、医療、保健、福祉、教育、就労つまり労働であるが、それらに関わる関係機関が一体になって支援していくということで取り組んでいきたいと考えたのが、発端である。ただ、今言ったとおり、現状でも市で言えば、福祉部、教育委員会、そして経済部の労働関係、また、建設部でもバリアフリーへの取り組みなどがあり、多くの部局が関係してくる。どこが中心になっても、市全体の機関が連携していくことが必要になる。市によっては福祉部内で発達支援を行うというところもあるが、教育委員会に設けるとしたのは、義務教育の中での発達障害のある子ども達への支援が進んでいるためである。また、理念としては、全ての子どもが地域で学べるようにしたい、生まれた時からその地域の学校で学べるようなフォローをしていくという気持ちがあり、まずは教育委員会に準備室を置くこととした。そこに、福祉や、今言った労働、建設など全てが支援していくという体制を、新居浜市としては取りたいと考えている。これまで行ってきたノウハウをネットワーク化してまとめ、繰り返していくということで、教育委員会の準備室を中心にして取り組みたいと考えているので、各部局は理解した上で、協力をしていただきたい。どちらにしても、中心となる準備室とその係はできるが、市役所全体でフォローしていくということが欠かせないので、各部局ともその気持ちでお願いしたいと思っている。

市長 以上である。他の組織改革については、あらかじめ部局からの要望があったことであり、要望どおりでないところもあるが、何か確認しておきたいことなどはあるか。

ないようなら、平成20年度はこの組織体制でいきたいと思うので、よろしくお願いしたい。

総務部長。人の配置はどうなっているのか。

総務部長 年未年始に定員管理のヒアリングをさせていただき、現在検討しているところである。しかしながら、新たな組織機構が決まり若干変更されるということ、また、採用計画自体は定年退職者等をもとに決定しているが、その後、普通退職や勸奨退職などがあり、来年度の人員の見通しは非常に厳しいものになるということは、前もってお願いをしておきたい。

市長 では、次の議題に移る。

(2) 市税の歳入見通しについて

市長 市税の歳入見通しについて、総務部から願います。

<別添資料「市税歳入関係資料」に沿って説明>

<総務部長>

市税の歳入見通しについて説明する。

市税は、平成19年度当初予算では、一般会計歳入予算の46%の構成比率となっており、ここ数年は、税制改正や景気回復、上昇の影響を受け、市民税は増加し、固定資産税については、暫増の状況となっている。

平成19年度の歳入見通しは、景気の回復を受け、住友企業の業績好調に加え、税制改正を反映し、平成18年度決算額に対し、調定額ベースで約32億6,700万円増の229億5千万円余り、収入額ベースでは約33億2,900万円増の217億2,700万円余りとなる見通しである。

それでは、平成20年度の調定額ベースでの市税歳入見込額206億5,168万円のうち、現年度課税分について、各税目の概要を説明する。なお、歳入見込額算定における前提条件として、このほど発表された平成20年度税制改正大綱に基づく税制改正を織り込んで歳入見込額を算定している。

まず、個人市民税について説明する。平成19年度は、所得税から個人住民税への税源移譲による所得割の税率のフラット化が実施され、所得割の税率が市民税6%、県民税4%の一律10%となった。また、定率減税の全廃、65歳以上の者に係る非課税措置の廃止に伴う経過措置、さらに税源移譲に伴う各種調整措置等の大幅な税制改正が行なわれたことから、調定見込み額は57億3,157万9千円と見込んでいる。平成20年度は、税制面では、65歳以上の者に係る非課税措置の廃止、地震保険料控除の創設、住民税による住宅借入金等特別税額控除が行われる。それらに加え所得推計に、平成19年の春闘、人事院勧告等の各種指標を加味し、19年度決算調定見込額の1.0%増の57億8,843万円と見込んでいる。

次に、法人市民税についてである。平成19年度は住友企業の業績好調により、平成18年度決算額の約1.56倍の51億9,000万円余りを見込んでいる。平成20年度の見通しとしては、中国経済の引き続き良好な業績を確保できるものと見込まれるが、米国経済の減速や原料価格のさらなる上昇、原油価格の動向などの懸念要因や素材価格の上昇等の懸念材料があるため、平成20年度の法人市民税額の全体の調定見込額としては、19年度決算調定見込額の48%減の27億2,099万7千円としている。法人市民税額、特に税割

額については景気動向、企業業績により大きく変動し、市税調定額全体に与える影響も大きく、税額を大きく左右するものとなっている。まず、住友3社の税割調定額については、ここ最近は年度ごとで非常に増減が大きく、平成19年度は29億7千万円余りの調定額があり、過去最高となっている。しかし、平成20年度の調定額見込みについて調査を実施したところ、3社で約10億円の回答であった。中には本年度の予定申告が0円のところもあり、景気が持続しているにもかかわらず、先行きは非常に不透明と考えられ、調査結果を十分考慮しなければならない状況である。また、主要住友関連5社においても調査を実施しているが、今年度の調定額が昨年度の調査額とほぼ同一の結果であることから、平成20年度の見込みとして、調査額を使用している。さらに、その他の企業については、住友3社及び主要関連5社の調査において、今年度より調定額が減少する状況であることから、例年の見込み数値として用いている3割減の数値で算定している。これらの結果、平成20年度の法人市民税税割額の見込みは23億9,000万円余りとなり、過去最高が見込まれる平成19年度と比べると厳しい見込みとなっている。

次に、固定資産税について説明する。平成20年度の税制改正（案）においては、土地税制については大幅な見直しはないが、家屋税制については、省エネ改修住宅の減税措置、「耐震性・耐久性住宅＝200年住宅に対する減額措置」などが創設される見込みではあるが、平成20年度分の課税については現行制度が適用されることから税収面における影響はない。また、償却資産税制については、理論帳簿価額の廃止及び減価償却資産の法定耐用年数の一部短縮が図られることになっている。平成20年度における固定資産税の調定見込額は、総額で約89億1,500万円を見込んでいます。まず、土地については、平成19年度から平成20年度にかけては、約12万㎡の宅地化が見込まれており、それにより約3,000万円の増収が見込まれるが、地価は平成4年以降15年連続して下落しており、平成16年度以降は地価の下落の影響が税収にも減収という形で反映しており、平成20年度は増収の要因はあるものの、地価下落に係る減収幅のほうが大きく、19年度決算調定見込額の0.74%減の約34億6,672万円と見込んでいます。家屋については、平成20年度は在来分家屋の評価額は据置かれ、新增築家屋の評価額を加算して固定資産税を課税することから、19年度決算調定見込額の3.9%増の約30億5,475万円を見込んでいます。

次に、償却資産については、平成20年度の税制改正による、理論帳簿価額の廃止が税収に少なからぬ影響を及ぼすと予想しているが、住友関連企業等への調査の結果、19年度決算調定見込額の0.5%増の約23億9,359万円の税収を見込んでいます。

次に、軽自動車税は、引き続き税率の高い軽四乗用車がわずかに増加する見込みのため、19年度決算調定見込額の約2%増の2億5,195万2千円を見込んでいます。

次に、市たばこ税は、平成18年のたばこ税の引上げに伴う買い控えや禁煙者の増加などにより、消費本数は大幅に減少している。平成19年度においても、平成18年度決算額の約3%減の8億4,859万円の見込みとなっているが、平成20年度も引き続き減少が続くものと考えられることから、調定見込額は19年度決算調定見込額の6.1%減の7億9,699万7千円と見込んでいます。

次に、入湯税は、スーパーホテル新居浜が平成19年10月オープンし、入湯税の対象となった。平成19年度見込み19万5千円で、平成20年度見込みは、48万円としている。

次に、都市計画税については、19年度決算調定見込額の約1%増の約10億6,224万円を見込んでいる。土地については僅かながら減収するものの、家屋については、固定資産税と同様に増収するものと見込んでいる。

次に、市税歳入見込額算定に要する徴収率設定については、現時点での徴収率を基準に税目ごとの率を予測し設定した。平成19年度については、個人市民税は、税制改正による増額の影響があり18年度徴収率より低くなる見込みであるが、法人市民税が過去最高額となる見込であり、このことが全体の徴収率を引き上げることにより徴収率を94.67%と設定した。平成20年度見込については、19年度決算見込を基準に税目ごとに予測した率で算出したが、法人市民税調定額が大きく減少するため徴収率の低下は避けられないものの、個人市民税が下支えとなる見込みから徴収率を93.92%としている。

なお、滞納繰越分の市税歳入見込額については、愛媛地方税滞納整理機構による徴収分も含めたものとなっている。

以上のことから、平成20年度の市税は、収入額ベースでは、滞納繰越分を含め、193億9,600万円余りとなるものと見込んでいる。

市長 市税は平成19年度は過去最高となるが、平成20年度は下がる見通しであり、特に法人市民税の落ち込みが激しいということであるので、皆さん留意しておいていただきたい。

総務部長 法人市民税はあくまでも調査による見通しであり、調査は低めに回答されることもあるが、昨年度と今年度の調査では大きく違っている。また、調定においても、見込みと大きく違うこともある。設備投資が進めば、法人市民税が下がっても、固定資産税の償却資産が上がるが、今言えることは、非常に不透明であるということである。

市長 法人市民税は平成14年度で12億円程度であったものが、本年度は約52億円の見通しとのことである。他市からはうらやましく言われるが、いつも言っているように、普通交付税は80億円ベースが35億円ベースと、法人市民税の増加分がそのまま減額、いや、それ以上減っている。

企画部長 普通交付税の算定基礎となる基準財政収入額の標準的税収入は、前年度の税収入が基準となる。よって、平成20年度の普通交付税は過去最高となる本年度の市税収入額で算出されるため、20年度の普通交付税は本年度より減額となる。20年度は市税も普通交付税も減額ということで、非常に厳しい。

市長 財政面での自立を目指してはいるが、本市の財政状況は厳しいということをお肝に銘じておいてほしい。

では、この議題はこれで終わりとして、連絡事項に移る。

3 連絡事項

市長 企画部から、平成20年度施政方針（案）について説明をお願いします。

<企画部長>

平成20年度施政方針（案）についてのお願いである。

3月議会の冒頭で、市長が平成20年度の施政方針をお示しするが、そのスタイルは、例年どおり、「はじめに」ということで、市長の新年度における市政運営の基本理念を申し上げ、以下、第四次長期総合計画後期戦略プランに沿って、6つのまちづくりごとに、順次、20年度の主要な具体的施策について申し上げるといった形となっている。それが終わると、「さいごに」ということで、市長の所信を申し上げることとしている。

現時点での6つのまちづくりの中身は、20年度の10か年実施計画の予算要望時に提出していただいた各部局の予算編成方針をもとに、少し修正を加えて原案を作成している。

本日お願いすることは、先般内示した平成20年度当初予算などを考慮していただきながら、また、状況の変化もあることから、原案について、再度、修正・加筆をしていただきたいということである。

お手元に「訂正要領」をお配りしているが、2月7日木曜日までに、訂正をお願いしたい。訂正方法等についてであるが、庁議終了後、各部局長宛に原案をメール送信するので、変更履歴を残して訂正し、担当者まで返信していただきたい。特に気をつけていただきたいのは、部局ごとでなく、6つのまちづくりごとに記載しているため、見落としのないようお願いしたい。また、予算内示がされなかった事項、追加内示された事項などの削除・加筆を、数値的な事項については再確認をしていただきたい。

訂正していただいた原稿については、それをもとに最終案を作成して、2月22日金曜日に予定している3月議会前の庁議にてお示しさせていただきたいと考えているので、よろしく願う。

市長 他に連絡事項はあるか。

ホームページが、本日からリニューアルされた。市民にわかりやすい、知りたいことが探索しやすいようになっているが、中身は各課所で作成することになっているので、ぜひ充実させていただきたい。

では、これで、第11回庁議を終わる。